

様式第1の2（第4条の2関係）

①

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

②

2024年4月1日

経済産業大臣 殿

③

申請者 住所（〒100-0081）
（注1） 東京都千代田区霞が関1-1-1

氏名 経済産業株式会社
代表取締役 経済 一郎

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （00）0000 - 0000

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画

第1表による

担当経済産業局（注2）

C

④

第1表 10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容		備考	
事業者名 (注3)	申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	
課税事業者の該否 (注4)	<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納付されている方)	⑤	
	<input checked="" type="checkbox"/> インボイス発行 事業者に該当する		
<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない (消費税を申告・納付されていない方)			
法人番号/ インボイス発行事業者の登録 番号 (注5)	000000000000/1234567890000	⑥	
法人の代表者氏 名 (注3)	役職		
	氏名		申請者と同じ
法人の役員氏名 (注6)	役職	⑦ <input type="checkbox"/> 別紙あり	
	氏名		経済 花子
	役職		取締役
	氏名		経済 二郎
	役職		
	氏名		
密接関係者 (注7)	事業実施体制図に記載のとおり	⑧	
事業者の住所 (注3)	(〒 -) 申請者と同じ	⑨	
発電設備の出力 (kW) (注8)	30.0	⑩ <input type="checkbox"/> 条例に基づく 環境影響評価の 手続を実施中 <input type="checkbox"/> 屋根設置太陽 光発電設備に該 当	
最大受電電力 (kW) (注9)	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自 立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (30.0 kW) (自立運転機能 5.0 kW)	⑪	
	<input type="checkbox"/> 無		

給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有		
	<input type="checkbox"/> 無		
発電設備の名称	経済クリーン太陽光発電所		⑫
発電設備の設置場所 (注10)	(〒 100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1 他5筆		■別紙あり
事業区域の面積 (㎡)			⑬
太陽光発電設備の設置形態	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (<input type="checkbox"/> 既設の建物等 <input type="checkbox"/> 建設中・予定の建物等)	建物の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	⑭
		建物の種類 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input checked="" type="checkbox"/> 地上設置 (<input checked="" type="checkbox"/> 野立て <input type="checkbox"/> 営農型 <input type="checkbox"/> 水上)	土地の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	
農地一時転用許可申請予定の有無	<input type="checkbox"/> 有	一時転用許可期間(見込み) 10年 <input type="checkbox"/> 法第9条第4項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可(ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの)を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。	⑮
	<input type="checkbox"/> 無		
太陽電池に係る事項 (注11)	製造事業者名	経済産業株式会社	⑯ <input type="checkbox"/> 除外事項該当性 <input type="checkbox"/> 別紙あり
	種類	A1	
	変換効率	15.6%	
	型式番号	AB123C45	
	枚数(枚)	160	
	合計出力(kW)	40.0	
配線方法(注12)	Z		⑰

自家発電設備等の設置の有無 (注13)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	自家発電設備等の種類	<input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> その他 ()	PCSより発電設備側 <input type="checkbox"/> PCSより系統側	区分計量の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	⑱	
電気事業者への電気供給量の計測方法 (注14)	配線図 (単線結線図) のとおり					⑲	
系統接続に係る事項 (注15)	接続契約締結日	2020年2月20日				⑳	
	接続契約締結先	東京電力パワーグリッド株式会社					
	工事費負担金 (円[税抜き])	1,000,000					
事業実施工程 (注16)	設置工事開始予定日	2023年9月1日				㉑	
	系統連系予定日	2023年12月15日					
	運転開始予定日	2023年12月15日					<input type="checkbox"/> 運転開始済み
	設備廃止予定日	2050年12月15日					
保守点検責任者	法人名 (法人の場合)	エネルギーメンテナンス株式会社				㉒	
	責任者氏名	資源 太郎					
	所属・役職 (法人の場合)	代表取締役					
	電話番号	00-0000-0000					
	法人番号 (法人の場合)	111111111111					
保守点検及び維持管理計画 (注17)	別紙のとおり					㉓	
保守点検及び維持管理費用総額 (円[税抜き]) (注18)	500,000					㉔	
解体等に要する費用 (注19)	<input type="checkbox"/> 外部積立て (法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。)					㉕	
補助金の受給額 (円) (注20)						㉖	
自家消費・地域消費等計画 (注21)	当該発電設備における発電電力量の見込み	10,000 kWh/年					

	自家消費等の量の見込み	3,000 kWh/年	
	自家消費等の用途	工場内設備に供給する	
	前年の電力消費量 (既築建造物に発電設備を設置 する場合)	5,000 kWh/年	27
	自家消費等の比率	30.0%	
	特定供給の有無 (注22)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

遵守事項 (注23)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注24)	■	28
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	■	
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	■	
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	■	
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	■	
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】(注25)	■	
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	■	
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。(注26)	■	
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	■	
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	■	
当該太陽光発電設備(10kW以上20kW未満の屋根設置且つ建物の種類が共同住宅の設備を除く。)において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	■		
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	■		
申請時又は運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	■		
書類の種類	書類名	備考	
①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注27)	登記事項証明書	29	
②印鑑証明書(注27)	印鑑登録証明書	30	
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注27)	土地登記簿謄本	31	
④土地の取得を証する書類等(注28)	土地売買契約書	32	
⑤建物所有者の同意書(屋根設置の太陽光発電設備のみ)(注29)	地上設置のため提出なし	33	
⑥検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注30)(注31)		34	
⑦建物の登記事項証明書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注30)		35	

⑧使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3 2）		③6
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3 3）		③7
⑩発電設備の内容を証する書類（注3 4）	パワーコンディショナーの仕様書	③8
⑪構造図（注2 5）（注2 6）	標準構造図と同様であるため提出なし	③9
⑫配線図（単線結線図）（注3 5）	標準配線図と同様であるため提出なし	④0
⑬接続の同意を証する書類の写し	系統連系に係る契約のご案内、工事負担金契約書	④1
⑭最大受電電力を証する書類（注3 6）		④2
⑮事業実施体制図（注3 7）	事業実施体制図	④3
⑯関係法令手続状況報告書（注3 8）	関係法令手続状況報告書	④4
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注3 8）		④5
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注3 8）		④6
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注3 8）		④7
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注3 8）		④8
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注3 8）		④9
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注3 9）		⑤0
㉓説明会の開催に当たり周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意		⑤1

見に係る書類（注39）		
②④説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注39）（注40）		52
②⑤説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注39）		53
②⑥説明会における配布資料（注39）		54
②⑦説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注39）（注40）		55
②⑧説明会の議事録（注39）		56
②⑨説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注39）（注40）		57
③⑩説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注39）（注40）		58
③⑪補助金確定通知書（注41）	該当なし	59
③⑫その他1		
③⑬その他2		60
③⑭その他3（注42）		

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 申請者と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
- (注4) 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注5) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注6) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第591条に規定する「業務を執

行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。) 、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

- (注7) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注8) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は様式第2、出力が50kW以上となる場合は様式第1により申請すること。
- (注9) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注10) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注11) 太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1:単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A2:多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B:薄膜半導体を用いた太陽電池
C:化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。
- (注12) 配線方法は、次の記号にて記載すること。
Z:全量配線
Y:余剰配線
- (注13) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
- (注14) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注15) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注16) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注17) 保守点検及び維持管理計画(点検内容及び実施スケジュール等)について、別紙として作成し、添付すること。
- (注18) 調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
- (注19) 解体等に要する費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。
- (注20) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
- (注21) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建築物に発電設備を設置する場合には、当該設備を設置する一の需要場所における前年(法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間)の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注22) 特定供給とは、電気事業法第27条の3第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。
- (注23) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注24) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注25) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注26) 当該申請に係る発電設備の周囲に柵がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注27) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注28) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注29) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注30) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
- (注31) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号および交付年月日が記

載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

- (注32) 認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注33) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注34) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
- (注35) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
- (注36) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注37) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
- (注38) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の現状が分かる書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注39) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
- (注40) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
- (注41) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
- (注42) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

1. 記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
①	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・10～50kWの太陽光発電の認定申請は、再生可能エネルギー電子申請ホームページ (http://www.fit-portal.go.jp) により申請してください。
②	—	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出日を記入します。
③ (注1)	申請者 情報	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の事業者情報を記入します。代行事業者が提出する場合であっても必ず事業者の情報を記入してください。印鑑の押印は不要ですが、申請者の印鑑証明書の添付が必要となります。 ・なお、太陽光発電設備の20kW未満を除き、これらの情報は認定後に資源エネルギー庁HPで公表されます。 https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo
④ (注2)	担当 経済産業局	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書を提出する担当経済産業局（申請書内（注2）より選択）を記号で記入します。 ・設備設置場所が複数の経済産業局にまたがる場合には、系統への連系点となる都道府県を管轄する経済産業局の記号を記入します。
⑤ (注3) (注4)	事業者名 地方税法第 72条の4 該当の有無	必須項目 選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（提出者）と同じ、「申請者と同じ」と記入します。 ・地方税法第72条の4該当の有無は、事業者が地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合にチェックを付します。 （地方税法第72条の4に規定する法人） <ul style="list-style-type: none"> — 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 — 地方独立行政法人 — 法人税法別表第一に規定する独立行政法人 — 国立大学法人等及び日本司法支援センター — 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構 — 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団
⑥ (注5)	・法人番号 ・インボイス発行事業者の登録番号	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・法人番号は13桁の数字を記入します。詳しくは以下のURLをご参照ください。 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ ・課税事業者（消費税を申告・納付されている方）に該当する場合は、Tを除いた数字13桁のインボイス登録番号を記入します。詳しくは以下のURLをご参照ください。 国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/ ・2023年度以降の新規認定については、課税事業者はインボイス発行事業者として登録を行うことが認定要件になりますのでご注意ください。
⑦ (注3) (注6)	・法人の代表者氏名 ・法人の役員氏名	必須項目 （法人の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（提出者）と同じ場合、代表者欄は「申請者と同じ」と記入します。 ・役員欄は、登記簿謄本に記載されている役員のうち代表者以外の申請している再生可能エネルギー発電事業計画に関係する者を正確に記入します。 ・役員として3名以上の者を記入する場合は、3人目までの役員については申請書内に記入し、4人目以降の役員については「別紙（役員）」を作成し、それぞれ役職名、氏名を記入します。
⑧ (注7)	密接関係者	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（提出者）の密接関係者を記載してください。 ・「事業実施体制図に記載のとおり」と記載し、詳細については事業実施体制図に記載し

			<p>てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「密接関係者」とは次の者が該当します。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合） (ii) 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主（認定事業者が株式会社の場合） (iii) 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者 (iv) 上記（i）～（iii）の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）
⑨ (注 3)	事業者の 住所	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者と同じ」と記入します。
⑩ (注 8) (注 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の出力 ・最大受電電力 	必須項目	<p>(発電設備の出力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の出力(小数点第 1 位まで記入し小数点第 2 位切捨て。接続の同意を証する書類に記載される出力と一致させることが必要。)、発電設備の名称、設置場所を記入します。 ・発電設備の出力については、発電設備の定格出力を記入します。発電設備の仕様書等に記載される定格出力からパワーコンディショナー等の設備やシステムで発電設備の出力を制御する場合は、その制御後の出力を記入し、制御の方法を証する書類を提出してください。(例：パワーコンディショナーの仕様書、その他制御機器等の仕様分かる書類) ・発電設備の出力を制御システム／装置で発電機器(発電機等)の定格出力以下に制御する場合に、発電出力設定値の変更は装置製造者以外の者が変更することが出来ないことと、特定者以外が変更できないことを証する装置製造者の書類を提出してください。 ・地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる設備に該当する場合にチェックを付します。 ・屋根設置太陽光発電設備区分での申請を行う場合にチェックを付します。 <p>(最大受電電力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電等用電気工作物を維持及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載してください。
⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナーの自立運転機能の有無 ・給電用コンセントの有無 	選択必須項目	<p>(パワーコンディショナーの自立運転機能の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも 1. 5 kW の自立運転機能を確保すること。 <p>(給電用コンセントの有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。 <p>例えば、①柵や塀の外側に給電用コンセントを入れた箱を設置し、災害時等には当該箱を開錠する、②建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合には、一階部分の道路等に面した外壁に給電用コンセントを設置する、などの方法をとっていただく必要がある。</p>

<p>⑫ (注 10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の名称 ・発電設備の設置場所 	<p>必須項目</p>	<p>(設置場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所については、原則登記簿謄本の「所在」「地番」を記入し、住居表示がある場合は住居表示を記入します。 ・設備が複数の地番にまたがる場合は、この欄に収まる範囲で記入し、欄中に収まらない分については代表地番と他○筆と記載のうえ「別紙（設備の設置場所）」を作成し、地番を列挙してください。 ・登記中のため住居表示が未確定又は分筆後の番地が未確定の場合、申請時点では、その時点の土地の地番を記入し、後ろに（住居表示未確定）又は（番地未確定）と記入した上で、後日地番を確定させてください。 ・設備の設置場所の範囲は、以下の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」（2017年7月14日付け）を参照ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf
<p>⑬</p>	<p>事業区域の面積</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請により設備を設置し、事業を実施する予定の区域の面積（小数点以下は切り捨て）を記入します。 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置形態が屋根設置である場合、発電設備が設置されている屋根の面積（又はその建造物の土地面積）及び発電設備が設置されている土地の面積を記入します。 ・地上設置太陽光発電の場合、柵塀等で囲われる面積（柵塀等を含む）又は発電設備の設置場所の登記簿謄本上の地積の合計値を記入します。
<p>⑭</p>	<p>太陽光設置形態</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の場合、その設置形態について、該当する項目を選択してチェックを付します。 ・営農型とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業生産と太陽光発電を行う設置形態です。
<p>⑮</p>	<p>農地一時転用許可申請予定の有無</p>	<p>選択必須項目</p>	<p>当該太陽光発電設備が、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置されるものであって、当該支柱について農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に基づく許可（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために農地を農地以外のものにしようとする場合であって、当該許可の期間が3年を超えるものに限る。）を受けるもの（以下「特定営農型太陽光発電設備」という。）に該当する場合は、一時転用許可申請予定にチェックを付します。なお、FIT認定後、3年以内に一時転用許可が得られない場合、認定条件を満たさないものとして、認定は取り消される可能性があります。</p>
<p>⑯ (注 11)</p>	<p>太陽電池に係る事項</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の場合、太陽電池の製造事業者名、種類、変換効率、型式番号、枚数、合計出力を記入します。 ・太陽電池については、「J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト」に登録されているものから選択してください。 ※ J P E A 代行申請センターHP「J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト」 https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA ・変換効率は実効変換効率を記入すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。 ・型式番号が複数ある場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付し、「別紙（型式番号）」を作成し、型式番号を列挙してください。 ・太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの出力の合計（小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て）を記入します。太陽電池モジュールの出力の合計と発電設備の出力が同じ場合にも、再度その値を記入します。

⑰ (注 12)	配線方法	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の対象となる設備の配線方法（申請書内（注 1 2）より選択）を記号で記入します。 ※太陽光発電設備においては、電気事業法によらず、以下の定義をもとに配線方法を選択します。 ・再生可能エネルギー発電設備だけを系統連系する場合は「全量配線」を選択します。 ・家庭や事業所等に供給される電力と同じ引き込み線と接続する場合は「余剰配線」を選択します。
⑱ (注 13)	自家発電設備等の設置の有無	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備の設置の有無を選択。「有」を選択した場合、自家発電設備等の種類、設置する位置、区分計量の可否について該当箇所にチェックを付します。 ・蓄電池を設置する位置、区分計量の可否によっては、FIT 外で売電することも可能です。
⑲ (注 14)	供給量の計測方法	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者に供給する電力量の計量方法を記入します。 ※販売電力量を計測する電力量計は計量法上の使用の制限を満たす計量器であること。 ※申請段階で電力量計が特定されていない場合は、電力量計を設置した後、「電力量計設置報告書」により速やかに報告すること。 ※既存設備の増設分として、子メーター計測の事業の認定申請をする場合は、「既存設備の増設分として子メーター計測」と記入するとともに、既存設備の設備 ID も記入します。
⑳ (注 15)	系統接続	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請の対象となる設備についての「接続の同意を証する書類」に記載されている接続契約締結日（＝接続の同意を得られた日）、接続契約締結先、工事費負担金の額を記入します。 ・接続の同意を証する書類の内容と申請内容が異なる場合は申請不備となるため、正確に記載ください。特に出力については「発電出力」と「申請出力」が一致することが原則必要です。
㉑ (注 16)	事業実施工程	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事開始予定日については、発電設備を設置するための建設工事（土地造成が必要な場合は土地造成工事）の開始予定日を記入します。申請時において設置工事を開始している場合はその開始年月日を記入します。 ・系統連系予定日については、「接続の同意を証する書類」に記載されている連系予定日、又は記載がない場合には電力会社から連絡を受けている連系予定日を記入します。 ・運転開始予定日については、現時点における見込みを記入します。既に運転開始している場合は、「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始日（RPS 設備からの移行であれば RPS 設備の運転開始日、非 FIT 設備で新たにリプレース区分で認定を受ける場合には当該設備の運転開始日）を記入します。また、これまでバイオマス発電を行っていない既存設備で、新たにバイオマス燃料を発電に使用する場合は、バイオマス燃料の使用開始年月日を括弧書きで記入します。 ・設備廃止予定日については、発電事業を終了し、設備を廃棄する予定日を記入します。水力発電や地熱発電については、特に長期的な発電が可能なものであり、認定を受けようとする設備全体を廃止する予定日を記入します。
㉒	保守点検責任者	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検責任者の情報を記入します。保守点検責任者とは、どのような保守点検をいつ行うか等について決定する責任を有する者であり、事業者がそれに当たる場合は事業者の情報を記入します。
㉓ (注 17)	保守点検及び維持管理計画	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施周期等）について下記により別紙を作成の上で添付してください。 (保守点検及び維持管理計画表)

			<ul style="list-style-type: none"> 受変電設備、発電設備の保守点検項目及び維持管理計画を表形式で作成すること。 保守点検項目は発電設備の種類により日常点検、週間/月間点検又は運転時間での点検、定期点検(年度単位)として記入します。 また、電気事業法で定期事業者検査(法定検査)が規定されている設備/機器は、この検査の実施周期を記載します。労働安全衛生法等関連法規で定期検査が規定されている設備/機器も検査の実施時期を記入します。 電気事業法の規定で保安規程届出対象の発電設備の保守点検計画表は、保安規程に替えてもよいものとします。ただし、下記の主要設備の保守点検計画が記入されてなければなりません。
⑳ (注 18)	保守点検及び維持管理費用	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業を実施するに当たり必要となる主な費用の見込み額を記入します。 調達期間において必要となる費用の見込み額を記入します。 20年間分の費用を記載すること。
㉑ (注 19)	廃棄等費用	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄等費用については、その算定方法についても記入します。
㉒ (注 20)	補助金	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> (注 20) 該当の補助金を受給している場合のみ記入してください。
㉓ (注 21) (注 22)	自家消費等計画	必須項目	<p>当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給(以下「自家消費等」という。)が可能な配線構造となっていることに加え、認定時に自家消費等の計画(以下「自家消費等計画」という。)を策定することが必要である。自家消費等計画には、(1)当該再エネ発電設備による発電電力量の見込み(年間ベース*)、(2)自家消費等の用途・量の見込み(年間ベース)、(3)以上に基づいて計算される自家消費等の比率(年間ベース)を記載すること。また、既築建築物に再エネ発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年(認定申請から遡って1年間)の電力消費量を提出すること。(※特定営農型太陽光発電設備で自家消費を行わない場合であっても、自家消費等の比率を0%として自家消費等計画を策定すること。)</p> <p>また、運転開始後の自家消費等の継続を制度的に担保するため、買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。具体的な状況の確認が実施できるよう、少なくとも3年間にわたり、当該需要場所における小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録(PCSベースでの発電電力量をモニタリングするサービスを利用する、又はPCSに表示される発電電力量を写真で保存するなど)を行うこと。具体的な状況の確認を実施することができない場合については、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。</p> <p>※発電電力量の見込みについては、以下の計算式に従うこと 設備容量(KW) × 24時間(h) × 365日(day) × 設備利用率 = 年間発電量(kWh) 設備利用率は再エネ発電設備の設置場所の実情に即して設定すること。</p>
㉔ (注 23)	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 各事項について遵守することに同意する場合には、当該事項のボックスにチェックを付します。 ※事業を実施するに当たり、該当する事項を遵守することに同意できない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。 ※特定営農型太陽光発電設備の場合であって、30%以上の自家消費等を行わないものは、該当事項のボックスにチェックを付さないでください。

<p>㉘ (注 27)</p>	<p>添付書類① 住民票の写し等（法人にあっては、法人登記簿謄本）</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の場合は住民票の写し、住民票記載事項証明書【原本】、又は、戸籍謄（抄）本【原本】のいずれか、法人の場合は会社等の登記事項証明書を添付します。 ・ 申請日より 3 カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。なお、申請日は申請書類が担当部署へ到達した日となります。
<p>㉙ (注 27)</p>	<p>添付書類② 印鑑証明書</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の印鑑登録証明書を添付します。 ・ 申請日より 3 カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。なお、申請日は申請書類が担当部署へ到達した日となります。 ・ 地方公共団体等については、公印規程または公印台帳を添付します。
<p>㉚ (注 27)</p>	<p>添付書類③ 発電設備の設置場所に係る登記簿謄本</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備設置場所の取得を確認する書類として、認定申請に係る全ての土地の登記簿謄本を添付します。 ・ 申請日より 3 カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。 ・ 屋根設置太陽光発電の場合は添付不要です。ただし、登記されない建物に設置する場合は、土地の登記簿謄本を添付します。
<p>㉛ (注 28)</p>	<p>添付書類④ 土地の取得を証する書類等</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿謄本に記載される権利者と申請者が異なる場合は、下記のいずれかの書類を添付します。 < 設置場所を所有して売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合 > <ul style="list-style-type: none"> ① 売買契約書の写し ② 双方の印鑑証明書【原本】 < 設置場所において、賃貸、又は、地上権設定を受けて売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合 > <ul style="list-style-type: none"> ① 賃貸借契約書、又は、地上権設定契約書の写し ② 双方の印鑑証明書【原本】 ※ 売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写しについては、実印の押印が必要です。ただし、既に認印により契約を締結した場合又は契約後に印鑑登録を変更した場合には、「押印証明書（契約書等に認印を押印した場合）」又は「押印証明書（印鑑登録を変更した場合）」を作成し、実印が押印されたものを提出していただくことで当該申請が適切であることと判断します。 ※ 土地登記簿謄本に記載される権利者の氏名・住所が、契約書に記載される契約者のものと異なる場合は、同一人物・同一場所であることが証明できる書類（契約者の住民票、戸籍謄本、地方公共団体の市町村合併に関する HP の抜粋等）も必要となります。 ※ 設置場所が共有地の場合（共有者の 1 人が申請者の場合も含む）、上記の書類については、登記簿謄本に記載された共有者全員の書類が必要です。登記簿謄本に現在の共有者が全て明記されていない場合は、共有者全員の名簿も提出して下さい。また、その場合は共有者に権利が移っていることを証明する書類の提出も必要です。 ※ 設置場所の所有者について、相続登記が行われていない場合、以下の書類も必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本【原本】（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。） ② 法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※ ①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可 ③ 法定相続人全員の印鑑証明書【原本】 ④ 遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 <p>※ 上記の書類が揃わない場合の対応については以下の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」（平成 2017 年 7 月 14 日付け）を</p>

			<p>参照下さい。</p> <p>https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf</p> <p>※所有者から土地を無償で使用する同意を得ている場合には、発電設備の設置場所の無償使用に関する同意書（参考様式）の提出でも可。</p>
<p>㉓ (注 29)</p>	<p>添付書類⑤ 建物所有者の同意書 (屋根設置の太陽光発電設備のみ)</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電において、屋根・屋上に設置する場合には、以下の書類を添付します。 <事業者が所有の建物の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の登記簿謄本 (登記が完了していない場合は、建築確認済証+売買契約書又は請負契約書、施工業者が申請者の場合は、建築確認済証のみ) ・事業者以外が所有の建物の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の登記簿謄本（建物が未完成の場合は建築確認済証） ・賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等*・印鑑証明書【原本】 <p>※建物の屋根・屋上を所有者から無償で使用する同意を得ている場合には、発電設備の設置場所の無償使用に関する同意書（参考様式）の提出でも可。</p> ・建て替えの場合は建て替え後の建物についての書類が必要です。また、登記されない建物に設置する場合は、土地の登記簿謄本を添付します。 ・建物の登記簿謄本及び印鑑証明書は、申請日より3カ月前から当該申請日までの間に発行された原本を添付します。なお、申請日は申請書類が担当部署へ到達した日となります。 ・建物の登記簿謄本等に記載される権利者の氏名・住所が、契約書等に記載される者と異なる場合は、同一人物・同一場所であることが証明できる書類（契約者の住民票、戸籍謄本、地方公共団体の市町村合併に関するHPの抜粋等）も必要となります。 ・上記の書類が揃わない場合は、原則認定できません。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」（平成2017年7月14日付け）を参照下さい。 <p>https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf</p>
<p>㉔ (注 30) (注 31)</p>	<p>添付書類⑥ 検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根設置太陽光発電設備のみ必須で添付すること。 ・太陽光発電設備を設置する建築物の建築基準法上第7条第5項の規定による検査済証（検査済証がない場合、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号および交付年月日が記載された処分等の概要書若しくは台帳記載事項証明）を添付します。 ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づき建築基準法の特例を受ける畜舎等の屋根に太陽光発電設備を設置する場合には、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項に基づく畜舎建築利用計画の認定申請書及び第3条第6項に基づく畜舎建築利用計画の認定通知書を添付します。 ・申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時まで提出すること。開始時まで提出がされない場合、認定が取り消されます。
<p>㉕ (注 30)</p>	<p>添付書類⑦ 建物の登記事項証明書 (屋根設置太陽光発電設備のみ)</p>	<p>選択必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根設置太陽光発電設備のみ必須で添付すること。 ・太陽光発電設備を設置する建築物の登記事項証明書を添付します。 ・申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時まで提出すること。開始時まで提出がされない場合、認定が取り消されます。

<p>③⑥ (注 32)</p>	<p>添付書類⑧ 使用前自己 確認結果届 出書の写し (屋根設置 太陽光発電 設備のみ)</p>	<p>選択必須 項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根設置太陽光発電設備のみ必須で添付すること。 ・運転開始時までに屋根設置太陽光発電設備の使用前自己確認結果届出書の写しを提出すること。開始時までに提出がされない場合、認定が取り消されます。
<p>③⑦ (注 33)</p>	<p>添付書類⑨ 太陽電池の 全てが屋根 に設けられ ていること を示す図面 及び写真 (屋根設置 太陽光発電 設備のみ)</p>	<p>選択必須 項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根設置太陽光発電設備のみ必須で添付すること。 ・太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面を添付します。 ・写真については、全ての太陽電池の設置後、運転開始時までに太陽電池の全てが屋根に設けられていることが分かるものを提出すること。開始時までに提出がされない場合、認定が取り消されます。
<p>③⑧ (注 34)</p>	<p>添付書類⑩ 発電設備の 内容を証す る書類</p>	<p>選択必須 項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「J P - A C 太陽光パネル型式登録リスト」に登録されているものから選択して記入するため、太陽電池に関する仕様書は不要ですが、「発電出力」を確認するため、パワーコンディショナーに関する仕様書を添付します。 ・パワーコンディショナーについては、自立運転機能を有していること、給電用コンセントを有していることが分かる書類を添付すること。 ・書類名は適切な名称を記入します。
<p>③⑨ (注 25) (注 26)</p>	<p>添付書類⑪ 構造図</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造図は、発電設備の系統接続位置（引込柱）、施設・設備の構造形状や配置関係などの物理的又は地理的な構造を示す平面図や断面図などです。 ・標識の掲示場所（太陽光 20 kW 未満を除く）、柵塀等の設置場所（屋根置きなど第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除く）を、平面図等に分かるように必ず記入します。 ・図面には必ず縮尺を記入します。 ・添付する全ての図面に適切な名称を記入します。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な添付図面は、位置図（地図）、設置場所の平面図（敷地図）、パネル配置図、架台の概要図です。 ・※設備の構造が 2. 参考③～⑥に記載する標準構造図の場合は、「標準構造図と同じ」と記入し、添付は不要です。 ・事業を実施する際に必要となる、柵又は塀の設置及び標識の掲示に関しては、「省令第 5 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に関する誓約書（本記載要領の 2. ⑫参照）」を添付します。（屋根設置の場合を除く）
<p>④⑩ (注 35)</p>	<p>添付書類⑫ 配線図</p>	<p>必須項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配線図は、発電機（発電設備）から取引用電力量計を経由して系統線（送配電線）までの配線状況を示す図面です。一般的には単線結線図と呼ばれています。 ・（注 1 2）の配線方法が確認できる記載とします。 ・50 kW 未満の太陽光発電で、設備の配線が 2. 参考⑦～⑨に記載する標準配線図の場合は、「標準配線図と同じ」と記入し、添付は不要です。 ・配線図上の電力量計（V C T、M O F ※を含む）を引出し線で指し示し、「計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置済の場合」の詳細について記載します。 (本記載要領の 2. ①「配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明（記載例）」を参照)

			<p>※一の需要場所内に、系統線に接続する発電機が複数ある場合は、全ての発電機が記載されている配線図を提出します。</p> <p>※VCT、MOF：計器用変圧器、取引用計器用成流器のこと。</p>
④①	添付書類⑬ 接続の同意を証する書類の写し	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 送配電事業者と接続契約が締結されていること（連系承諾＋工事費負担金の額までを定めた契約が締結されていること）を証明するための書類を添付します。 事業者名、発電設備の出力、設置場所などについて、接続の同意を証する書類の内容と申請内容が異なる場合は申請不備となり、認定出来ませんので、申請にあたっては正確に記載ください。特に出力については一致することが原則必要ですのでご注意ください。
④② (注 36)	添付書類⑭ 最大受電電力を証する書類	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる資料を添付します。
④③ (注 37)	添付書類⑮ 事業実施体制図	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 調達期間にわたり、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものかを確認する書類として、事業実施体制を示す書類を添付します。（本記載要領の 2. 参考⑩参照） 事業実施体制図は保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には資本関係等を有する者の名称及び連絡先を明記します。 海外製主要設備／機器の場合、保守点検及び維持管理体制が国内で整っていることが確認できる記載とします。 電気事業法で主任技術者の選任が規定されている発電設備は、保守点検体制に主任技術者を記入します。なお、申請時点で、電気主任技術者が未定の場合には、想定している電気主任技術者の氏名、若しくは外部委託先の名称等を記載すること。 事業実施体制図における保守部署名は「保守点検及び維持管理計画」に記載の設備ごとに記載してください。 事業の出資者については、株式会社の場合は、株主上位 5 者、持分会社の場合は、全ての社員を記載してください。 匿名組合出資の出資持分の過半数を保有する出資者がいる場合は記載してください。 委託先その他関係者がいる場合、認定申請やその他マネジメント事務等を担当させている主体を含めて広く委託先等を記載してください。 このとき「委託」「請負」などの形式は問いませんので、関係する者を全て記載してください。
④④ (注 38)	添付書類⑯ 関係法令手続状況報告書	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、関係機関に事業計画を説明し、すべての関係法令について該当有無を協議した上で、その結果を「関係法令手続状況報告書」に記載し添付します。
④⑤ (注 38)	添付書類⑰ 森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる林地開発許可申請書及び林地開発許可証を添付します。 森林法の許可の許可者とこの太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
④⑥ (注 38)	添付書類⑱ 宅地造成及	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために宅地造成及び特定盛土規制法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正

	び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）		<p>する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例による開発行為の許可が必要な場合は添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該許可にかかる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書及び許可証を添付します。 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可者との太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
④⑦ (注38)	添付書類⑱ 砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために砂防法第4条第1項（同法第2条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる砂防指定地内行為許可申請書及び許可証を添付します。 砂防法の行為許可者との太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
④⑧ (注38)	添付書類⑳ 地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項の許可が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる地すべり防止区域内行為許可申請書及び許可証を添付します。 地すべり防止法の行為許可者との太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
④⑨ (注38)	添付書類㉑ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可が必要な場合は添付すること。 当該許可にかかる急傾斜地崩壊危険区域行為許可申請書及び許可証を添付します。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の行為許可者との太陽光発電事業計画認定申請書の申請者が異なる場合は、両者の関係性がわかる書類（委託契約書等）を添付すること。
⑤⑩ (注39)	添付書類㉒ 再エネ発電事業の実実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 公図等を基に正確な地図を作成するとともに、資料中に各地番が分かるような記載してください。 敷地境界線からの水平距離についても同様に資料中に分かるように記載してください。
⑤⑪ (注39)	添付書類㉓ 説明会の開催に当たり周辺地域の	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 市町村に対して事前相談を行う際の書面については別途公表している様式に基づき作成するとともに、添付資料についても提出してください。

	住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の手紙及び当該市町村の意見に係る書類		<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの意見に係る書類についても別途公表している様式に基づき作成されているか確認の上で提出してください。
⑤② (注 39) (注 40)	添付書類②④ 説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 開催案内作成に当たっては別途公表している様式を参考に、必要事項について漏れないよう作成してください。
⑤③ (注 39)	添付書類②⑤ 説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ポスティング又は戸別訪問を行った場合にあっては、住所等で場所を特定してください。 回覧板/関係自治体の公報又は広報誌を活用した場合にあっては、関係自治体の協力を得る等の方法により、対象となる居住者の範囲を、住所等で可能な限り特定した上で、明確化の上、提出してください。
⑤④ (注 39)	添付書類②⑥ 説明会における配布資料	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 説明会において説明項目及び説明事項の全てについて説明を行ったことを確認できる配布資料を添付します。
⑤⑤ (注 39) (注 40)	添付書類②⑦ 説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付します。
⑤⑥ (注 39)	添付書類②⑧ 説明会の議事録	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 主な説明内容と質疑時間の全部について作成し、質疑時間については逐語での議事録としてください。
⑤⑦ (注 39) (注 40)	添付書類②⑨ 説明会の開催後又は事	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を

	前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答		<p>施した場合に添付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問募集フォームにおける質問等及びそれに対する回答について、とりまとめた資料を提出してください。 ・質問等がなかった場合はその旨を記載した書類を提出してください。
⑤⑧ (注 39) (注 40)	添付書類⑩ 説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付します。 ・事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付します。 ・説明会概要報告書及び事前周知措置概要報告書については、別途公表する様式に基づき作成すること。
⑤⑨ (注 41)	添付書類⑪ 補助金確定通知書	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備を導入するに当たり、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」のいずれかを受給している場合は、受給された期間の全ての補助金額確定通知書のコピーを添付します。 <p>※「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」及び「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」については、平成21年度より統合され、「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」として執行されているため留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類名は適切な名称を記入します。
⑥⑩ (注 42)	添付書類⑫ 以降	任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類①～⑪以外に書類の添付が必要な場合には、その他1、その他2、その他3の欄に書類名を記入します。さらに添付書類がある場合は、その他4、その他5・・・と添付書類数と同数の記載欄を追加し、書類名を記入します。 ・添付書類が外国語である場合は、主要事項の和訳版も添付します。 <p>【地方公共団体が定める条例等に基づく環境影響評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる設備については、環境影響評価方法書※1に関する手続を開始したことを証する書類※2を添付します。 <p>※1 環境影響評価方法書の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続を定める条例等によっては、「環境影響評価方法書」という名称ではないものもありますが、その場合は「環境影響評価方法書」に類する書類、すなわち、環境影響評価を行う方法について検討した内容を記載する書類に当たるものを添付します。 <p>※2 証拠書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報誌のコピー（方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とはみなせません） ・方法書提出の受付機関の受領印が押印された書類の写し（法律・条例等に基づいて提出されたものであることが分かるものに限る） <p>【複数の需要場所に太陽光発電設備を設置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って、それらの太陽光発電設備を電線路でつなぎ、1発電設備として設備の認定を受け、電気事業者との系統連系は1カ所として売電することができます。こうした申請をする場合には、所有者が同一であることを確認するため、以下のいずれかの書類を添付します。

			<ul style="list-style-type: none">- 当該隣接する複数の建物の登記簿謄本（写しでも可）- 売買契約書の写し <p>【公図及び隣接地番の登記簿謄本について】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設置場所の周囲に既に認定を取得している事業が存在する場合等、必要に応じて提出を求められることがあります
--	--	--	--

2. 参 考

① 配線図の電力量計、蓄電池等に係る補足説明（記載例）

（電力量計の補足説明）

- ・取引用電力量計（VCT、MOFを含む）若しくは証明用電力量計（VCT、MOFを含む）を囲み線等で表示し、この表示と補足説明（※図中の余白部に記載する）を引出し線で結ぶ。

1. 申請時に計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置済の場合の記載例

①電力量計の型式番号

②電力量計の検定番号（※1）

③電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名

（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載する。単独計器の場合は記載不要です。

（※2）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載。

（蓄電池、非常用発電機等の補足説明）

- ・蓄電池（※3）、非常用発電機等を設置済若しくは設置する場合で、再生可能エネルギー電気以外の電気が蓄電される場合には、以下のような補足説明を記載する。

1. 蓄電池が設置済、若しくは設置される場合の記載例

蓄電池の電気は系統線には逆潮しません。

電気主任技術者（※4） 氏 名

（※3）対象は直流電源装置用蓄電池、内燃機関用蓄電池及び太陽光発電装置です。

（※4）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載する。

② 電力量計を設置した場合の報告（記載例）

※ 申請段階において電力量計が特定されていない場合において、電力量計を設置したときは、速やかに電力量計設置報告書を提出する。

電 力 量 計 設 置 報 告 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名

平成 年 月 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇××第 号をもって認定を受けた、再生可能エネルギー発電設備に関する電力量計については、下記のとおり計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置しましたので報告します。

記

- ①設備名称
- ②設備 I D
- ③申請時に当該電力量計を記載した書類名
- ④電力量計の設置年月日
- ⑤電力量計の型式番号
- ⑥電力量計の検定番号（※1）
- ⑦電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名

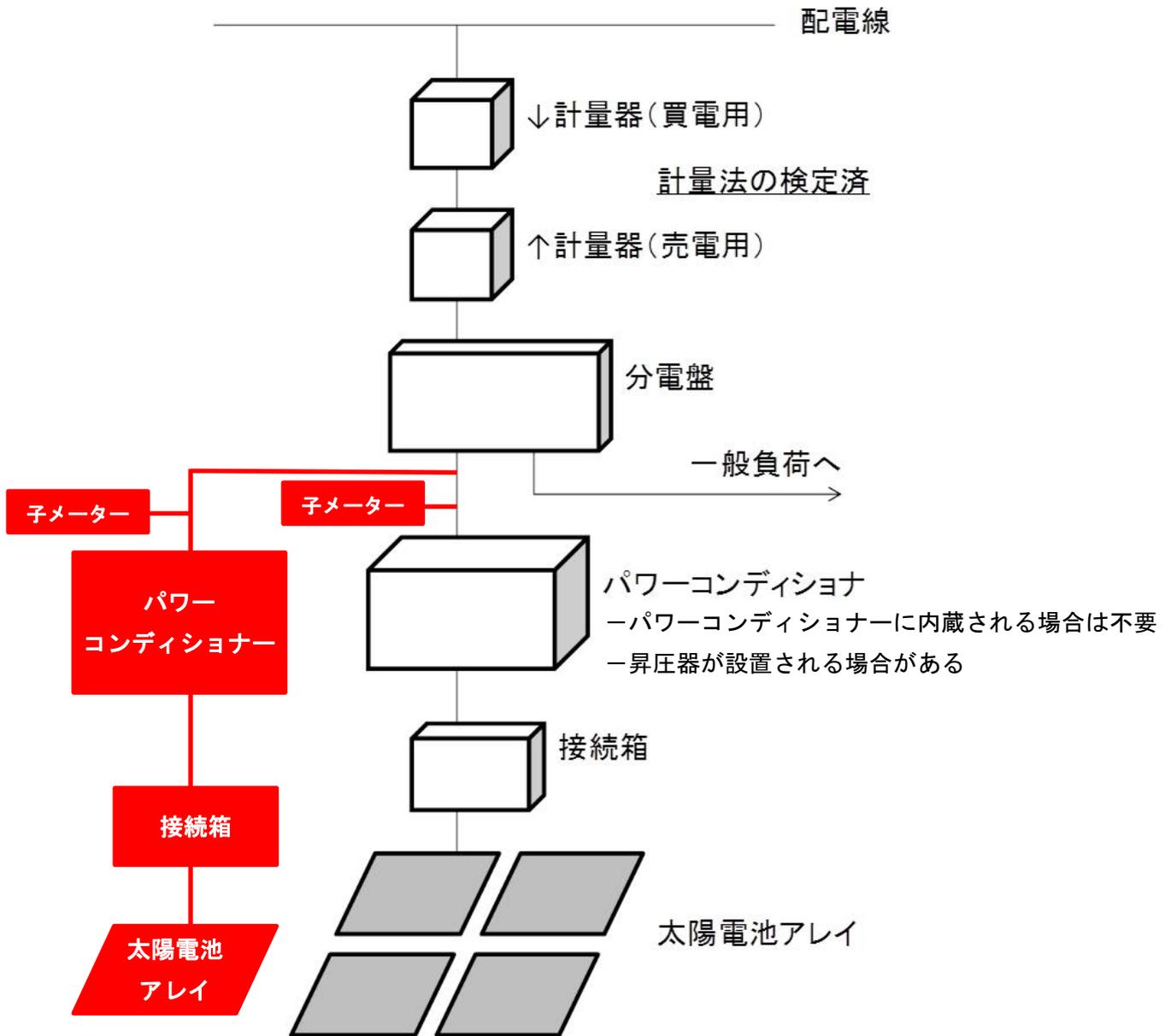
（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載。単独計器の場合は記載不要。

（※2）電気主任技術者または発電事業者の記名をお願いします。

③ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(太陽光発電設備のみ、余剰配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)

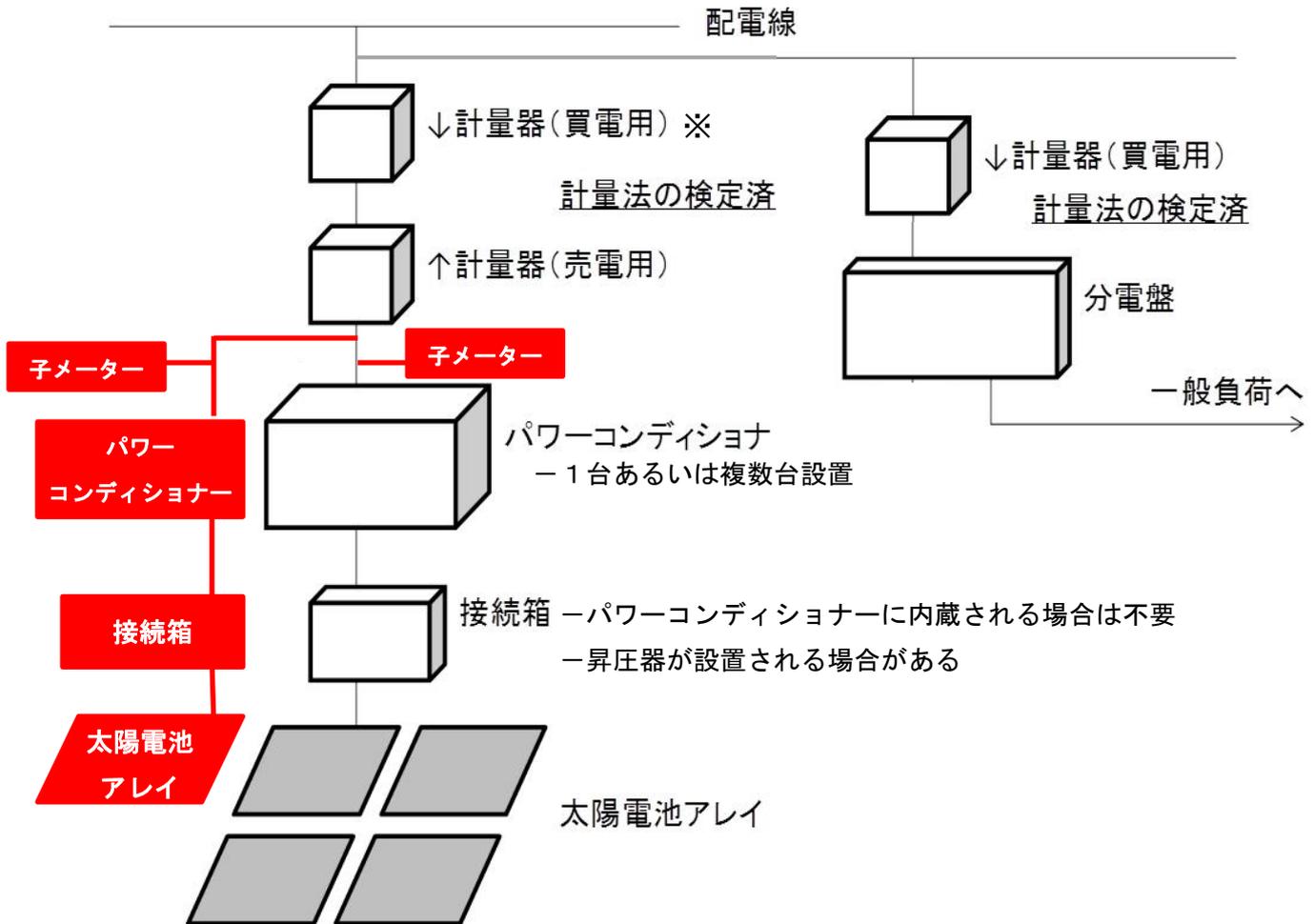


※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

④ 太陽光発電設備に係る標準構造図

(太陽光発電設備のみ、全量配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



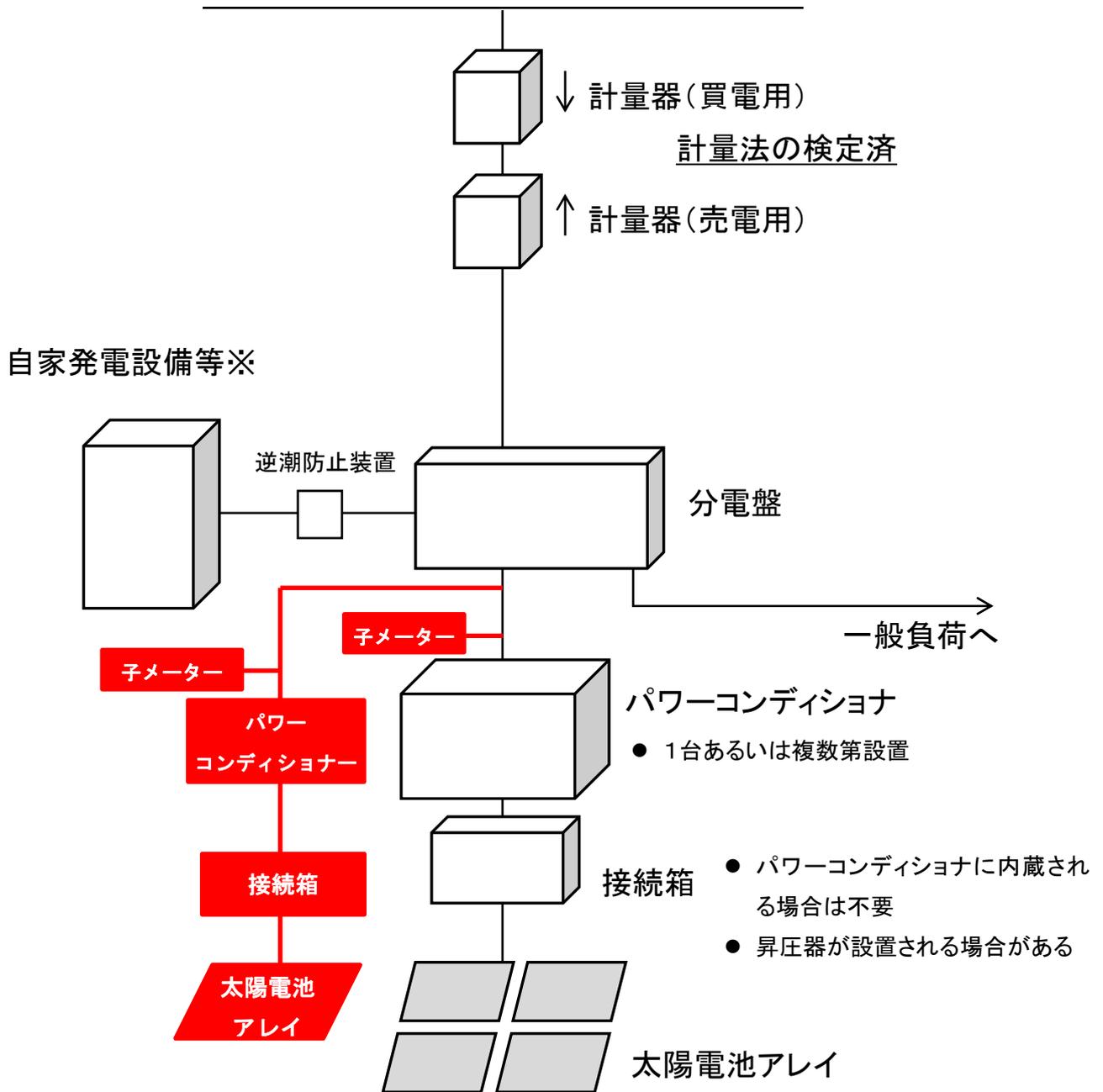
※発電設備側の供給契約が定額制となる場合は不要。

※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑤太陽光発電設備に係る標準構造図

(自家発電設備等併設、PCSより系統側、逆潮なし、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む）を指す。

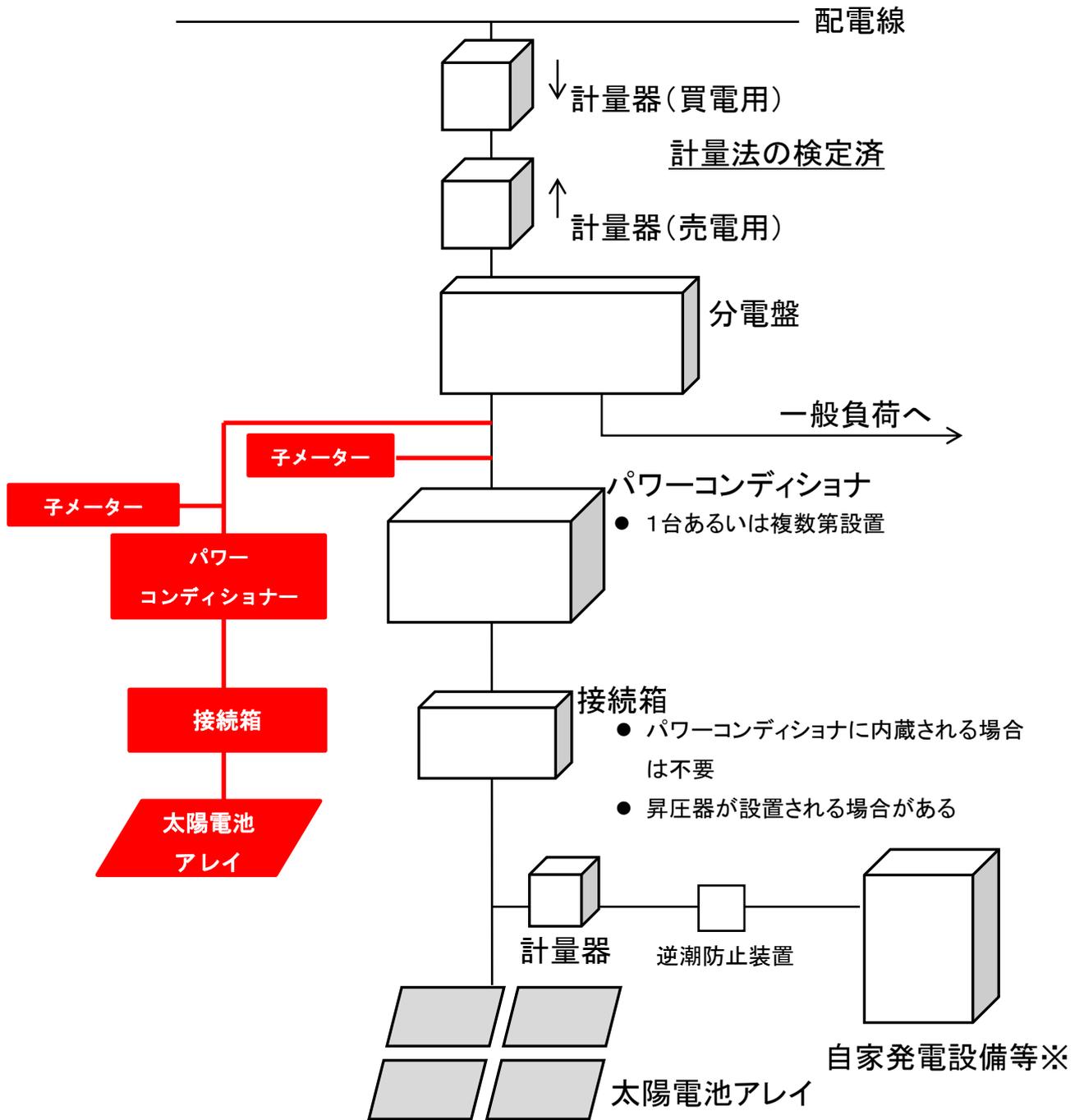
※自家発電設備等の電気は系統線に逆潮しない。

※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。）を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑥太陽光発電設備に係る標準構造図

(自家発電設備等併設、PCSより発電設備側、50kW未満で区分計量可で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



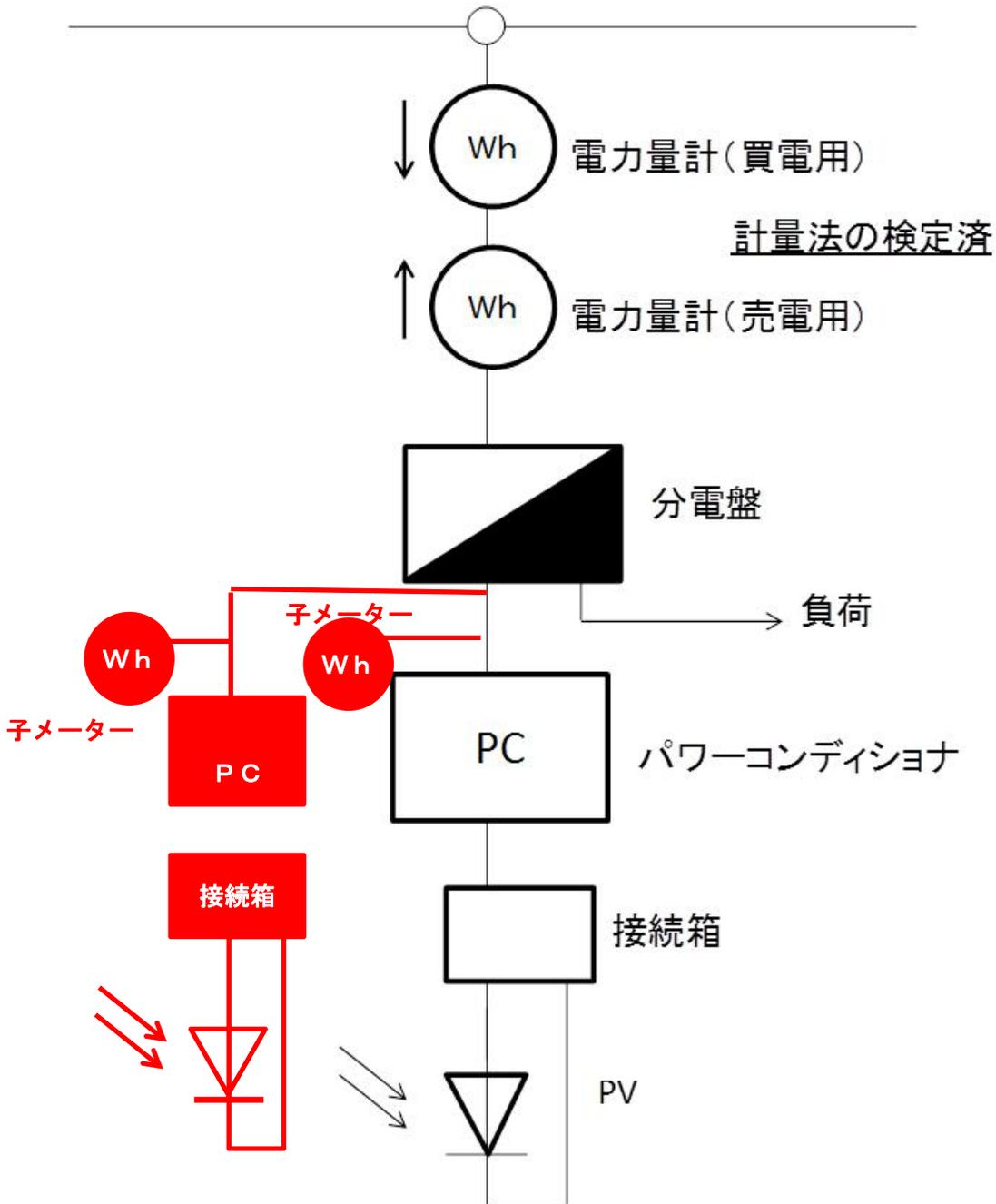
※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む）を指す。

※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。）を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑦太陽光発電設備に係る標準配線図

(太陽光発電設備のみ、余剰配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)

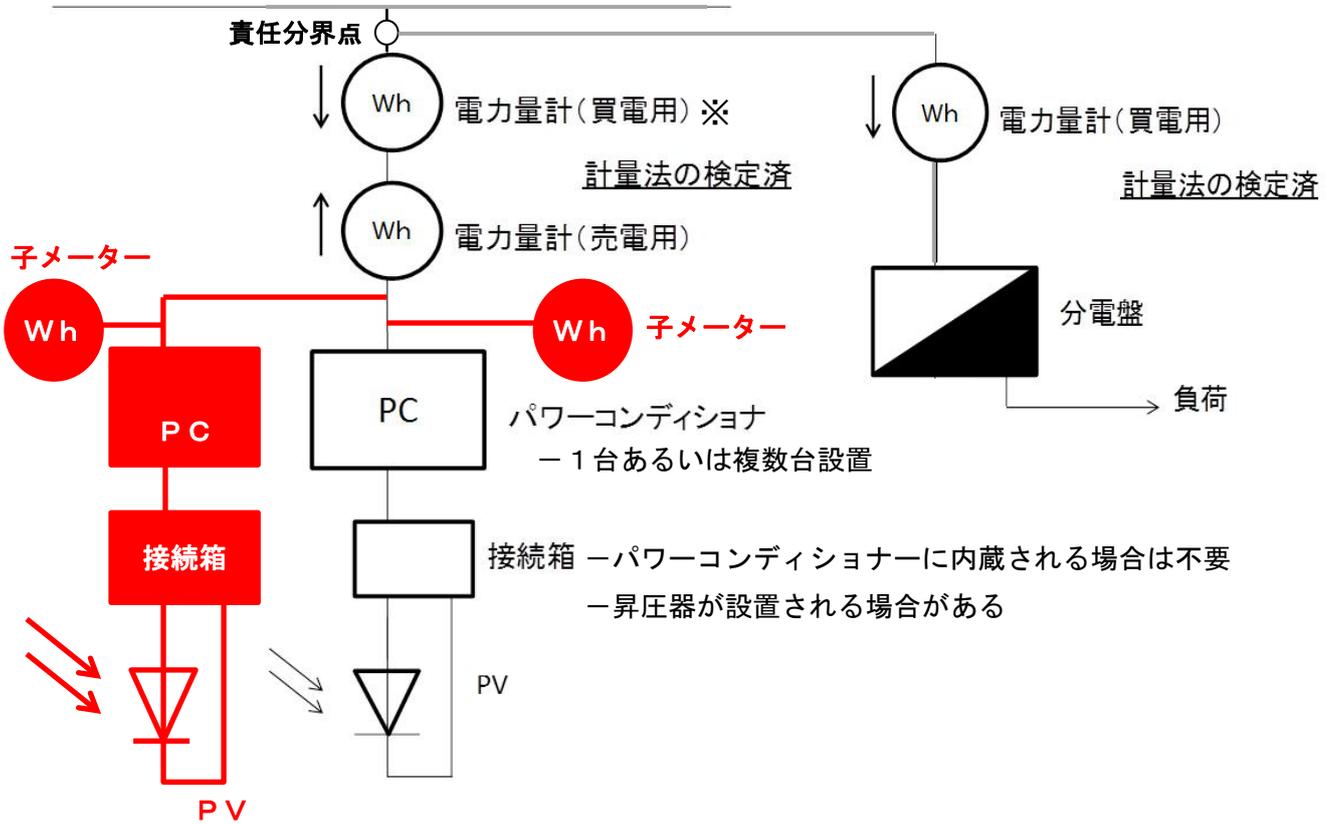


※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑧太陽光発電設備に係る標準配線図

(太陽光発電設備のみ、全量配線、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



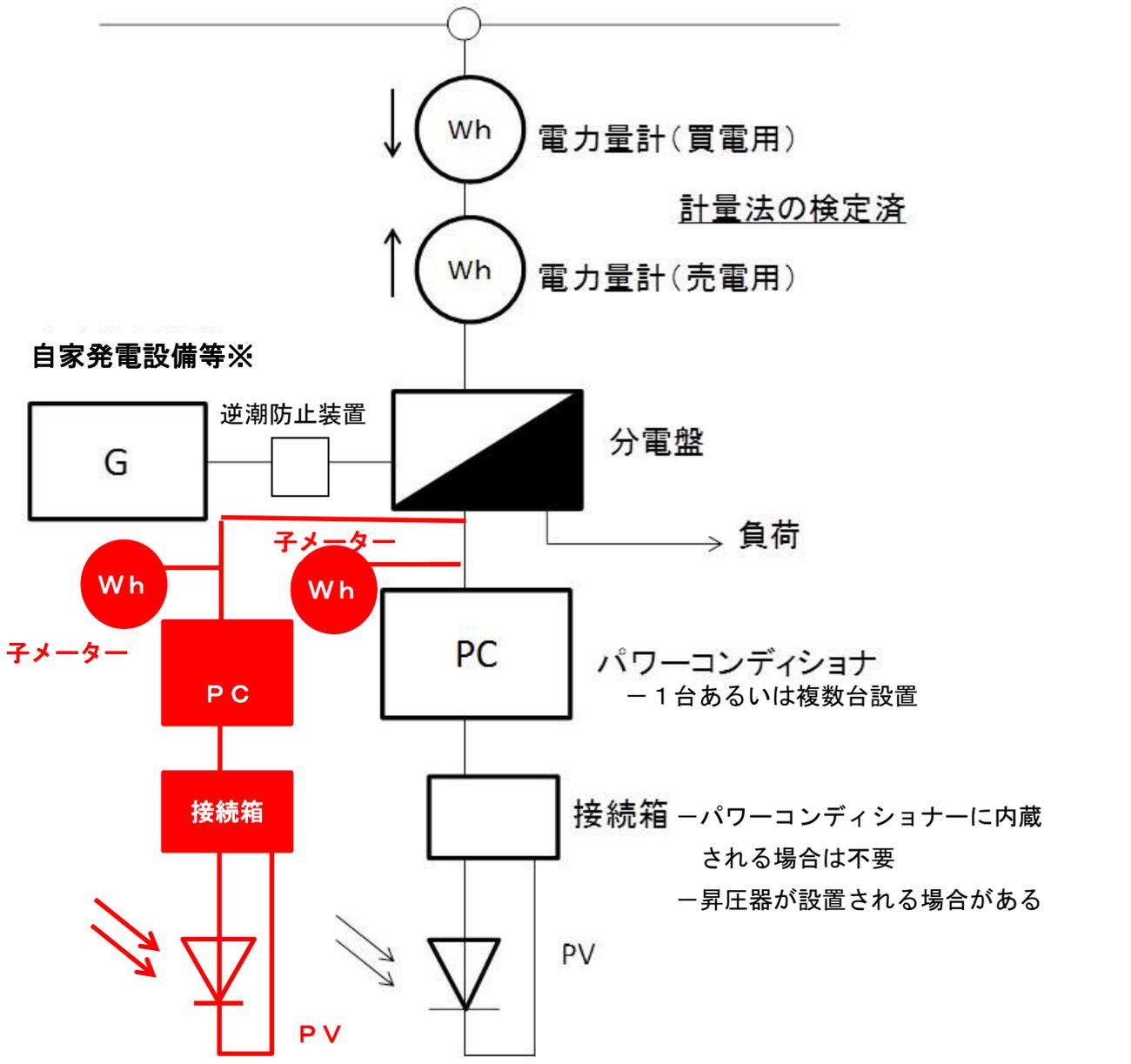
※発電設備側の供給契約が定額制となる場合は不要。

※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート(停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。)を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑨太陽光発電設備に係る標準配線図

(自家発電設備等併設、PCS より系統側、逆潮なし、50kW未満で接続する場合)

※赤色表示は子メーター計測の場合(子メーターは計量法の検定済)



※「自家発電設備等」とは、燃料電池及び蓄電池（電気自動車やプラグインハイブリット車に搭載されたものを含む）を指す。

※自家発電設備等の電気は系統線に逆潮しない。

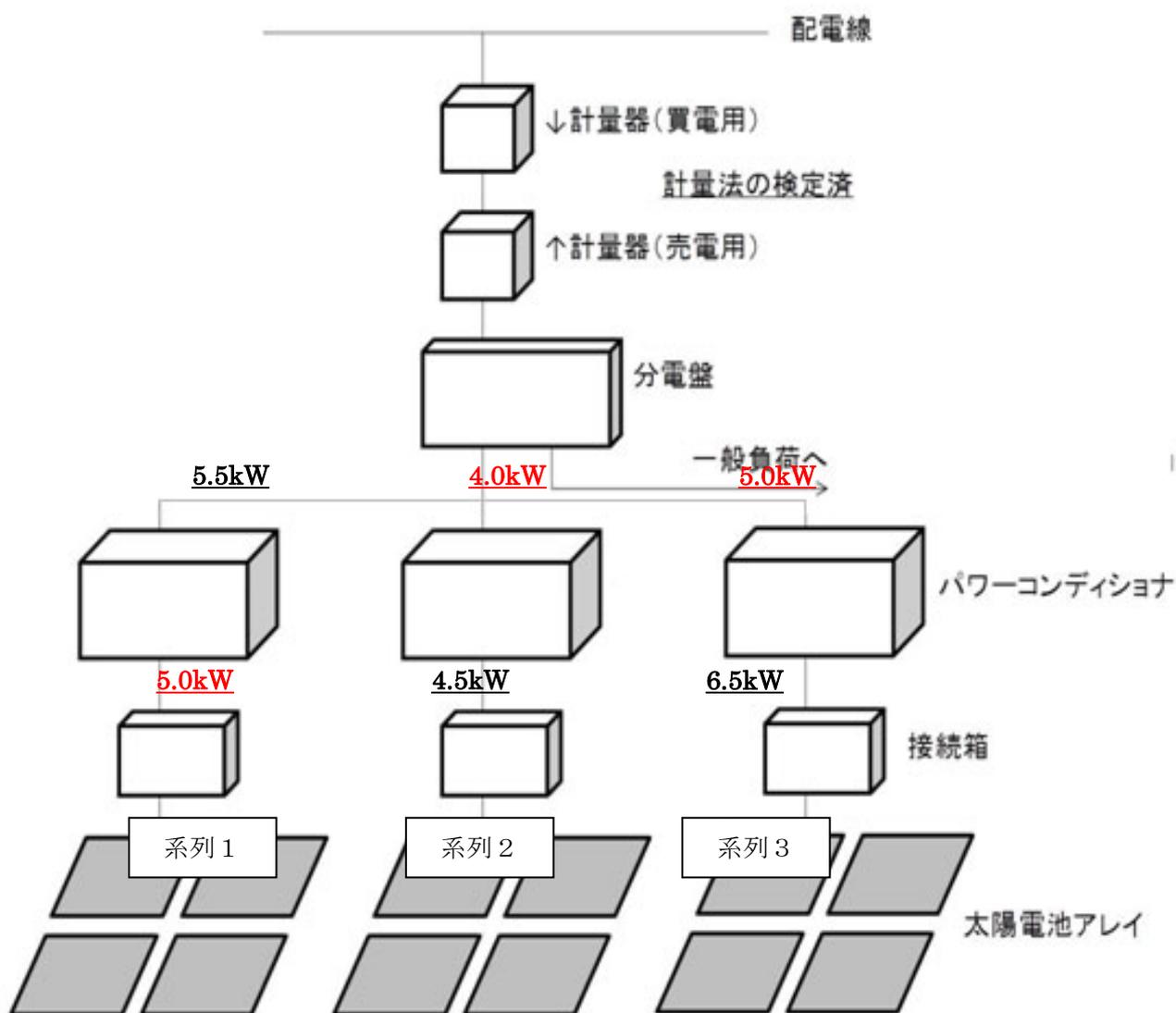
※10kW以上50kW未満の場合、災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。）を行うため、PCSは自立運転機能及び給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントが災害時に利活用可能であることが必要です。

⑩太陽光発電設備の発電出力の考え方について

太陽光発電設備における発電出力については太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を申請することとなっていますが、パワーコンディショナーを複数台設置している場合の出力については、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値をもって申請することとしてください。

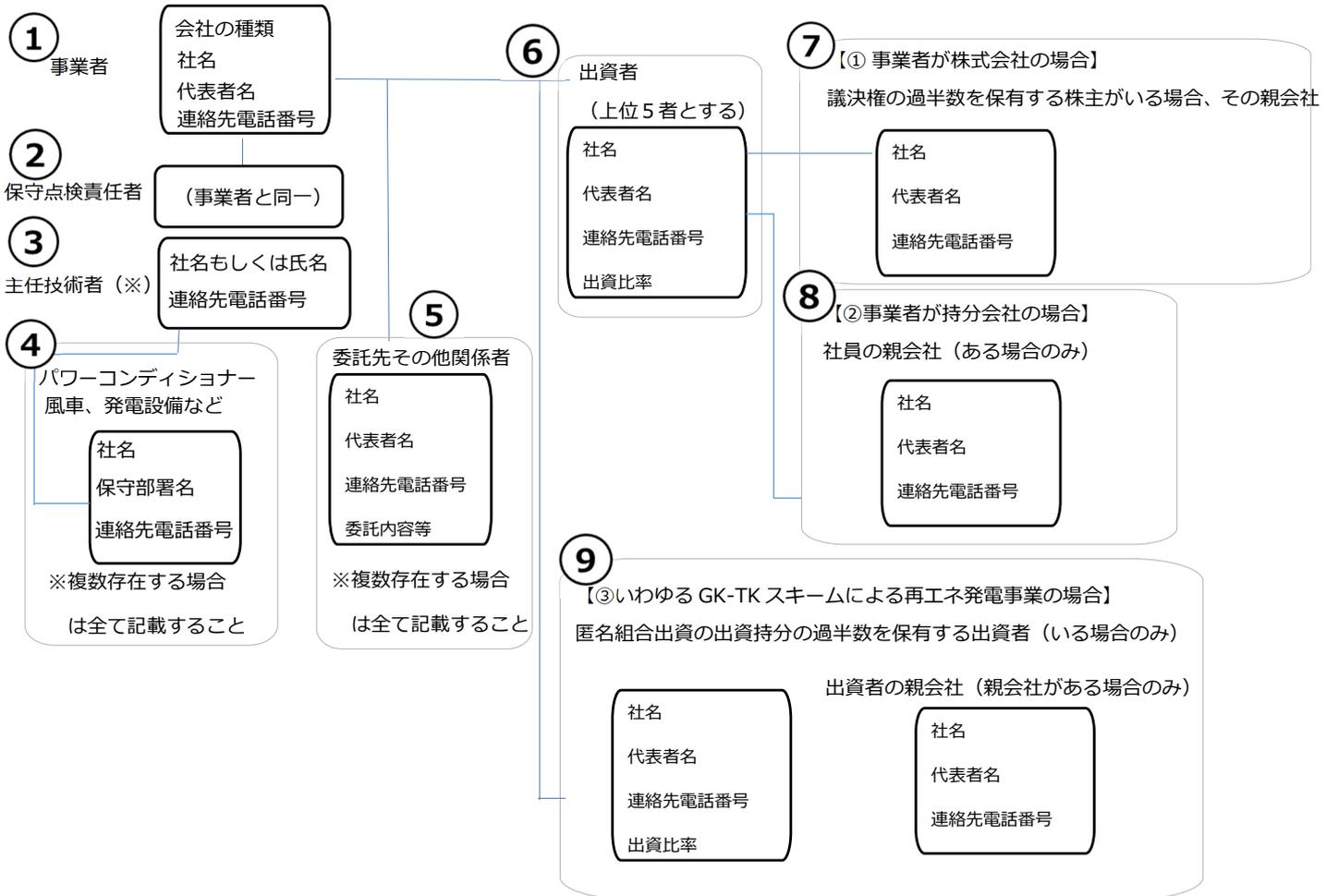
例) 以下のようなシステムの場合、申請する際の発電出力は14.0kWとなります。

	系列1	系列2	系列3
太陽光パネルの出力	5.0kW	4.5kW	6.5kW
パワーコンディショナーの出力	5.5kW	4.0kW	5.0kW



⑪事業実施体制図

〇〇発電所 事業実施体制図



※電気事業法で主任技術者の選任が規定されている発電設備は、保守点検体制に主任技術者を記入します。なお、申請時点で、電気主任技術者が未定の場合には、予定している電気主任技術者の氏名、若しくは外部委託先の名称等を記載すること。

※委託その他関係者には、当該事業の実施（準備行為含む。）や認定申請その他のマネジメント事務等を担当させている主体を広く記載すること。なお、当該事業の実施状況・申請内容等を確認する必要が生じた場合には直接問合せ等することがある。

■上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。

■当該設備に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。

■保守点検責任者が変更となる場合は、変更認定申請書にて速やかに報告します。

【記載内容詳細】※④、⑤、⑥のみ複数行の記載可

①事業者

会社の種類	社名	代表者名	連絡先電話番号
株式会社	〇〇	〇〇	01-2345-6789

②保守点検責任者

会社の種類	社名	代表者名	連絡先電話番号
風車	〇〇	〇〇	01-2345-6789

③主任技術者

社名もしくは氏名	連絡先電話番号
〇〇	01-2345-6789

④技術者（パワーコンディショナー、風車、発電設備、モジュール、取水、導水設備、ボイラーなど）

対象	社名	保守部署名	連絡先電話番号
風車	〇〇	〇〇	01-2345-6789

⑤委託先その他関係者

社名	代表者名	連絡先電話番号	委託内容等
〇〇	〇〇	01-2345-6789	〇〇
〇〇	〇〇	01-2345-6788	〇〇

⑥出資者（株式会社の場合は、株主上位5者、持分会社の場合は、全ての社員）

社名	代表者名	連絡先電話番号	出資比率	親会社の情報（⑦または⑧）（親会社がある場合のみ）		
				社名	代表者名	連絡先電話番号
〇〇	〇〇	01-2345-6789	〇〇			
〇〇	〇〇	01-2345-6788	〇〇			

⑨匿名組合出資の出資持分の過半数を保有する出資者（該当者がいる場合のみ）

社名	代表者名	連絡先電話番号	出資比率	親会社の情報（親会社がある場合のみ）		
				社名	代表者名	連絡先電話番号
〇〇	〇〇	01-2345-6789	〇〇			

⑫ 省令第5条第1項第3号及び第5号に関する誓約書（記載例）

誓 約 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

本申請に係る事業を実施する際に必要となる、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）」第5条第1項第3号及び第5号に基づく柵又は塀の設置及び標識の掲示に関して、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- ① 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を遅くとも供給開始前までに設置いたします。
- ② 柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いて、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じます。
- ③ 発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における事業計画策定ガイドラインに記載の項目について記載した標識を掲示いたします。（出力20kW未満の太陽光発電設備を除く）
- ④ 標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示いたします。

以上